

## 城東区スクールロイヤー事業運営要綱

制 定 令 5. 4. 1

最近改正 令 8. 4. 1

(目的)

第1条 この要綱は、城東区スクールロイヤー事業の運営に関し必要な事項を定める。

(選任等)

第2条 スクールロイヤーは、大阪弁護士会（子どもの権利委員会）に所属する弁護士等から城東区長が選任する。

2 スクールロイヤーの任期は1年とし、双方から終了の意思がない場合、自動更新とする。

(業務)

第3条 スクールロイヤーは、城東区内の小中学校からの申請に基づき、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童生徒への対応や保護者とのトラブル等にかかる相談に対する助言
- (2) いじめ、不登校、障がい児への合理的配慮、教員への要求、学校事故、著作権など、日常で起こるさまざまな問題への助言
- (3) 実例に基づいた教職員への研修
- (4) 児童生徒への出前授業
- (5) 前号に附帯する業務

2 前項（第3号及び第4号を除く）に規定する業務における相談対応は、電話、メールもしくは書面等、対面以外の方法によることができる。

(報酬等)

第4条 スクールロイヤーの報酬等金額は、前条第1項の業務の実施時間に応じた報酬及び交通費等とする。報酬の対象となる業務として、必要と認めるときは、調査回答文書作成時間を含むものとする。

(1) 報酬

業務1時間あたり 11,400 円（移動時間は含まない）

(2) 交通費等

相談対応にかかる必要な実費弁償（起点は自宅もしくは所属事務所とする。）

(処務)

第5条 本事業の処務は、城東区役所保健福祉課子育て教育担当において処理する。

(施行の細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業の運営に関し必要な事項は、城東区長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。